

岡山シティミュージアム受付案内等業務委託仕様書

1 委託業務名

岡山シティミュージアム受付案内等業務委託

2 委託業務の目的

岡山の歴史と今を展示・発信する岡山市立の博物館である岡山シティミュージアム（以下「ミュージアム」という。）において、4階及び5階展示室で開催する展覧会（特別展を除く）における受付、案内、機器操作の説明及び展示端末の起動、終了並びに必要な使用料等の徴収を行うため、当該業務を委託する。

3 委託業務の期間及び業務日

- (1) 委託業務の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 業務日は、別添受付要員配置表のとおりとする。

4 委託業務の時間及び体制

- (1) 業務時間は、午前9時30分から午後6時15分までとする。
- (2) 業務体制は、受付要員配置表に基づき受付要員配置表の指定日・フロアの欄に「2」と記載のある日は常時2名をそれぞれのフロアに配置すること。

5 委託業務の実施場所

岡山市北区駅元町15番1号 岡山シティミュージアム

6 委託業務の内容等

- (1) 4階及び5階展示室で開催する展覧会（特別展を除く）における入館料の徴収
- (2) 開館及び閉館時の入口、出口の解放と閉鎖（岡山空襲展示室を含む）
- (3) 展示端末の起動と終了
- (4) 館内施設の案内、機器操作の説明
- (5) 近隣観光情報等の提供及び照会等の対応
- (6) 郵便、宅配便の受取り
- (7) 特別展開催前日までの期間における特別展前売券の販売
- (8) 資料等の販売
- (9) 入館料等や図録・グッズ販売収入等のキャッシュレス決済に伴う事務
- (10) 金融機関への入金
ア 受託者は、来館者から徴収した入館料及び資料等の現金販売収入（以下、

「収入金」という。)を当日もしくは翌日に岡山市の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関(以下、「金融機関」という。)に払込みにより引継ぐこと。なお、岡山市の指定金融機関等が休みの場合は、直後の営業日に払込みすること。

イ 受託者は、それぞれの展覧会会期の最終日を含む連続する金曜日、土曜日、日曜日の収入金をミュージアム内の岡山市会計規則に定める現金出納員又は現金分任出納員に手渡しにより引継ぐこと。

ウ 金融機関への入金業務の際に、フロアの受付要員の人員配置が0人とならないようにすること。

(11) その他、委託者と受託者の協議により委託者が指示する事項

7 委託業務の基本的条件

- (1) ミュージアムは、国宝・重要文化財の展示、大型特別展の開催を行い、全国からの来館者を迎える公共施設であることから、受託者は、本業務の実施にあたって、慎重かつ安全で丁寧な対応に十分配慮すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、岡山シティミュージアム条例及び同施行規則等を踏まえ、善良な管理者をもって適正に執行し、かつ、効率的な業務の実施に努めること。
- (3) 受託者は、本業務を実施するに当たり、関係法令を遵守すること。また、委託者の指示に従って、適正かつ安全安心に業務を実施すること。

8 委託業務の規律維持

- (1) 受託者は、本業務に従事するスタッフに対する風紀及び規律の保持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に支障を及ぼさないよう人員(常時受付要員配置表に基づく人数)を配置すること。
- (3) 受託者は、本業務に従事するスタッフに名札をつけさせること。
- (4) 受託者は、スタッフに制服を着用させること。その経費は受託者の負担とし、デザイン等については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たって、経験豊かで有能なスタッフを配置すること。
- (6) 受託者は、スタッフに対し、委託者からの指示を踏まえ、規律や来館者に対する丁寧な接遇等の教育を行うこと。
- (7) 受託者は、徴収した使用料等を保管管理するとともに収納の日又はその翌日に岡山市に払い込むこと。

9 委託業務の経費負担

本業務の執行に要する一切の経費は、受託者が負担する。なお、釣り銭についても、受託者が用意することとするが、業務時間外は機械警備する当館内の金庫で保管することができる。

なお、以下のものについては、委託者において負担する。

ア 名札

イ 金庫、レジ、決裁端末。

ウ 報告書の様式

エ 金融機関への入金にかかる手数料。なお、委託者が指定する方法で振込む場合に限る。

10 委託業務の損害賠償

(1) 受託者は、本業務の実施中、施設及び展示物等に損害を与えた場合、損害の原因が受託者の責に帰すべき事由により生じたときは、委託者に対し損害賠償の責を負うものとする。

(2) 受託者は、徴収した使用料等を紛失し、または徴収すべき使用料等を徴収しなかった場合、この賠償を行うこと。

11 報告事項

受託者は、入館者数、入館料収入、ミュージアムグッズの販売収入について、毎日集計し、委託者に対し、日次報告書及び月次報告書としてすみやかに提出すること。また、機器に不具合があった場合、すみやかに報告すること。

12 委託業務の守秘義務

(1) 受託者は、本業務を履行するうえで、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後についても同様である。また、受託者は、スタッフに対してもこれを遵守させる義務を負う。

(2) 委託者及び受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって甲が保有するもの（以下「保有個人情報」という。）を適正に管理し、もって個人の権利利益を保護するため「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を作成し、委託者と受託者の双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有すること。

1.3 委託業務の委託料の支払い

委託者から受託者に支払う委託料は、3か月ごとの支払いとし、契約金額を4で除して得た額を1回の委託料とする。ただし、1円未満の端数が生じるときは最初の支払の際に支払う。

1.4 名簿の提出

受託者は、氏名を記載したスタッフの名簿を契約締結後、委託者に速やかに提出すること。またスタッフに異動があった場合も同様とする。

1.5 勤務者予定表の提出

受託者は、受付要員配置表に対応する月毎の勤務者予定表を事前に提出すること。なお、要配置日数0日の7月及び8月を除く。

1.6 防災訓練の実施

受託者は、4項の規定にかかわらず、名簿記載のスタッフに対して委託者が別に指定する日時に受託者が指定する防災訓練を受けさせること。

(9月のうち1日(3時間程度)で実施する予定)

1.7 委託業務の再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を委任し、又は下請負するときは、相手方の名称その他委託者が必要と認める事項をあらかじめ委託者に対して書面により通知し、承諾を得なければならない。

1.8 その他

- (1) 本業務にかかる感染症対策に当たっては、監督員の指示に従い、スタッフ及び来館者の安全確保のための措置を講じること。
- (2) 本業務の実施に当たり、当該仕様書に定めるもののほか、必要事項は、委託者と受託者が協議のうえ、決定すること。

令和8年度岡山シティミュージアム受付要員配置表

令和8(2026)年4月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
5F			2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2
4F																														

要業務 日数	要配置 日数(月)
24日 0日	24日

令和8(2026)年5月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
5F	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	
4F																															

28日 0日	28日
-----------	-----

令和8(2026)年6月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
5F		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2																	
4F																														

12日 0日	12日
-----------	-----

令和8(2026)年7月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
5F																															
4F																															

0日 0日	0日
----------	----

令和8(2026)年8月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
5F																															
4F																															

0日 0日	0日
----------	----

令和8(2026)年9月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
5F																	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
4F																														
訓練	○																													

12日 0日 1日	13日
-----------------	-----

令和8(2026)年10月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
5F	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	
4F																															

27日 0日	27日
-----------	-----

令和8(2026)年11月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
5F	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
4F							2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2

20日 20日	25日
------------	-----

令和8(2026)年12月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
5F												2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
4F	2	2	2	2	2	2																									

15日 6日	21日
-----------	-----

令和9(2027)年1月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
5F					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
4F																															

24日 0日	24日
-----------	-----

令和9(2027)年2月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
5F		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
4F																													

24日 0日	24日
-----------	-----

令和9(2027)年3月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
5F		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2																	
4F																															

12日 0日	12日
-----------	-----